

(別紙様式4)

### 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 生物多様性ひょうご戦略」改定  
意見募集期間 : 平成31年1月11日～平成31年1月31日  
意見等の提出件数 : 26件(7人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第2章 4 生物多様性の現状	(本文20ページ) 生物多様性に関心を持ってもらう手法として、文化と絡めて地域の貴重な自然を紹介するべきである。	1	<b>【意見を反映しました】</b> 本文21ページの「自然と文化」のコラム欄に、ご意見を踏まえ気候風土の似通った地域に分布する植生の紹介や写真を追記しました。
第2章 5 生物多様性に関する国内外の動向	(本文38ページ) 県内の全市町において生物多様性地域戦略が策定、実施されるよう推進していくことを明記すべきである。	1	<b>【意見を反映しました】</b> 本文90ページの「各市町、地域での生物多様性地域戦略の策定」の記載の取組に、ご意見を踏まえ、「全市町での策定を促進する」ことを追記しました。
第3章 1 現状と課題	(本文49ページ) 再生可能エネルギーに関する記載は、再生可能エネルギー自体が自然破壊を引き起こすといった誤解を招きかねない。表現を工夫するべきである。	1	<b>【意見を反映しました】</b> 本文51ページの再生エネルギーの記載について、ご意見を踏まえ、「大規模な風力発電設備や太陽光発電設備の開発の中には、森林伐採等による自然環境に影響を与えるものがあり、生物多様性との調和が求められている」に修正しました
第4章 4 行動計画	(本文59ページ) 活動団体の横の繋がりも必要である。自然や環境に関わる団体や人の総合的なネットワークを充実させ、ヒアリなどの外来生物の駆除や広域の調査といった、県下全域に及ぶ取組の一斉連絡や情報の共有化を図るべきである。	1	<b>【意見を反映しました】</b> 本文61ページの「外来生物早期発見・早期対応の推進」にご意見を踏まえ情報の共有化を図ることを追記しました。
第4章 4 行動計画	(本文62ページ) 特定外来種のポスターを作成するべきである。	1	<b>【意見を反映しました】</b> 本文P64の「希少種や外来種についての意識啓発」の取組の中で、ご意見を踏まえ追記しました。

<p>第4章 4 行 動 計 画</p>	<p>(本文64ページ) NPO等が実施している生物多様性の保全活動に対する支援を充実するべきである。</p>	<p>1</p>	<p><b>【意見を反映しました】</b> 本文66ページに記載の取組によりNPO等との連携、協働、活動支援を行っています。このうち、「生物多様性ひょうご基金」について、ご意見を踏まえ活動支援の拡大がさらに図られるよう活動支援のための資金の充実に取組むことを追記しました。</p>
<p>第4章 4 行 動 計 画</p>	<p>(本文68ページ) 若いコナラなどは伐採しても萌芽によって再生する生命力の強い樹木であり、これこそ再生可能な自然エネルギーであるため、コナラ林を燃料として有効利用を行うべきである。</p>	<p>1</p>	<p><b>【既に盛り込み済みです】</b> 本文70ページの「木質バイオマスの利用促進」の取組では、未利用木材や広葉樹等を木質バイオマス発電所への燃料や、薪・ペレット等を利用するストーブやボイラーへ有効活用することとしています。この広葉樹の中にはコナラも含まれています。</p>
<p>第4章 4 行 動 計 画</p>	<p>(本文69ページ) 海ごみ対策は瀬戸内海側だけでなく日本海側についても明記し、できるだけ自然に帰る物質でできた容器を使うようにしたり、漂着ごみは一つでも良いので持って帰ることを呼びかけるべきである。</p>	<p>1</p>	<p><b>【意見を反映しました】</b> 本文70ページの「漂流・海底ごみの回収強化」の取組は日本海側においても取組むものであり、ご意見を踏まえ「日本海・瀬戸内海での取組」と記載するとともに、「再生利用及び適正処理、併せて再生材・バイオプラスチックの利用を推進」することを追記しました。なお、ごみの持ち帰り呼びかけについては、美化活動・発生抑制の普及啓発を行うこととしています。</p>
<p>第4章 4 行 動 計 画</p>	<p>(本文71ページ) 狩猟で捕まえた動物を速やかに殺処分し、血抜きなどの下処理や、皮を剥ぎ解体して肉にすることを専門家が組織的にできれば、もっと捕獲した動物の有効利用ができるのではないか。</p>	<p>1</p>	<p><b>【意見を反映しました】</b> 本文73ページの「シカ対策の推進」の取組では、シカ活用関係者で設立した「ひょうごニホンジカ推進ネットワーク」と連携して、有効活用に向けた需要拡大策に取組むこととしており、ご意見を踏まえ、捕獲から消費までを効率化することを追記しました。</p>
<p>第4章 4 行 動 計 画</p>	<p>(本文75ページ) 地球温暖化による生物多様性の現象を抑止するために、持続可能な再生可能エネルギー拡大のための施策を積極的に推進することを明記すべきである。</p>	<p>1</p>	<p><b>【意見を反映しました】</b> 本文76ページの「緩和策の推進」の取組に、ご意見を踏まえ、「再生可能エネルギーの導入拡大に向け、地域団体等が実施する小水力発電や小規模バイオマス発電等の事業立ち上げ時の取組への補助、地域主導の先進的な発電設備費用への無利子貸付などの支援」を追記しました。</p>

第4章 4 行動 計画	(本文76ページ) 大規模な太陽光発電や風力発電は、むしろ自然、景観、地域社会にとって悪影響を及ぼすと思われるため、規制をすべきである。	1	<b>【既に盛り込み済みです】</b> 本文78ページの「大規模開発に伴う生物多様性への影響回避」の取組の中で「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の届出制度の活用」等の取組を進めることとしています。
第4章 4 行動 計画	(本文76ページ) 風力発電施設の建設時には、行政において、市民が関心を持つ機会を持ったり情報を提供するなど、安全な生活ができるようにすべきである。	1	<b>【既に盛り込み済みです】</b> 本文78ページの「大規模開発に伴う生物多様性への影響回避」で、「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」や「環境影響評価制度」での事業者による住民説明等の手続を通して住民への情報提供等を図ることとしています。
第4章 4 行動 計画	(本文77ページ) 県下及び国の公共事業のアセスメントの調査報告書を一元的に活用する仕組みをつくるべきである。	1	<b>【意見を反映しました】</b> 本文78ページの「大規模開発に伴う生物多様性への影響回避」の取組に「環境影響評価データ等を活用」する旨を追記しました。
第4章 4 行動 計画	(本文81ページ) シカによる食害は非常に深刻である。県が植生保護柵を設置すべきである。	1	<b>【意見を反映しました】</b> 本文83ページの「災害に強い森づくり」の記載中、「広葉樹林への誘導」及び「バッファゾーンの整備」に、ご意見を踏まえ、生物多様性保全への配慮を追記しました。 これらの事業は、いずれも整備地の植生をシカ食害から守る「植生保護柵」等の設置を行っており、必要に応じて公有林でも実施可能としています。 また、県民緑税を活用する「災害に強い森づくり」は防災対策のほか、「動物と共生する森づくり」を実施するなど自然再生にも取り組むこととしています。
	(本文81ページ) 県民緑税で公有地を囲えるようにするべきである。	1	
	(本文81ページ) 災害防止を目的とした森林整備を行う県民緑税を自然再生にも使えるようにするべきである。	1	
第4章 4 行動 計画	アセスメント会社の情報が間違っていないかどうかチェックするためにも、公的機関での生物調査を少しずつでもいいので県下全域で行うべきである。	1	<b>【既に盛り込み済みです】</b> 本文91ページの「レッドデータブック・レッドリストの更新」の取組のとおり、県内の絶滅危惧種など分類ごとにデータを順次改訂することとしています。

第4章 4 行 動 計 画	(本文90ページ) 生物多様性センターを作り情 報を一元的に管理すべきである	1	<b>【既に盛り込み済みです】</b> 本文92ページの「拠点施設の活用」 の取組のとおり、人と自然の博物館を 本県の生物多様性支援拠点に位置づ け、情報の収集・活用などに取組むこ ととしています。
第5章 戦 略 の 効 果 的 推 進	県庁の中に一元的に生物多様 性の所管課を作るべきである。	1	
第4章 4 行 動 計 画	(本文90ページ) 生物多様性に関する専門教育を 受けた人を自然環境課に採用す べきである。	1	<b>【既に盛り込み済みです】</b> 本92ページの「拠点施設の活用」に 記載のとおり、生物多様性に配慮する 施策については、本県の生物多様性支 援拠点である人と自然の博物館の専門 的サポートを受け取組を進めることと しています。 また、人と自然の博物館では分野毎 に専門家を配置しています。
第4章 4 行 動 計 画	(本文90ページ) 外来種の専門家を採用するべき である。	1	
第4章 4 行 動 計 画	(本文91ページ) 人と自然の博物館での標本庫 の拡充と標本整理に当たる人材 を増やすべきである。	1	<b>【今後の検討課題です】</b> 標本・資料は可能な限り一つの場所 に集約し一元管理することが必要であ り、そのための取り組み（収蔵スペース の増設及び標本整理を行う人材の拡 充）を現在検討しています。
第4章 4 行 動 計 画	(本文91ページ) 県北部に人と自然の博物館の 標本庫の設置と標本整理に当た る人材を増やすべきである。	1	
第5章 戦 略 の 効 果 的 推 進	(本文113ページ) 国有林に植物保護柵を設置す るよう国に働きかけるべきであ る。	1	<b>【既に盛り込み済みです】</b> 本文113ページの「戦略の推進」の取 組のとおり、生物多様性の所管課とし て自然環境課を設置し、生物多様性の 推進に関連する部署と相互の連携を図 り、理念である「人と自然が共生する 兵庫を私たちの手で未来へ」のもと取 組を進めることとしています。
第5章 戦 略 の 効 果 的 推 進	(本文113ページ) 国有林に様々な主体が植生保 護柵を設置できるよう県が国の 窓口になるべきである。	1	
資 料 編 2 ひ ょ う ご の 生 物 多 様 性 保 全 プ ロ ジ ェ ク ト	(本文198ページ) のじぎくの復活をめざし活動 を続けている。のじぎくに関心の 持つ子供が一人でも多く育つこ とを期待し、豊かな里山の維持や ハイキングなどを通じて魅力の 発信などに努めている。	1	<b>【意見を反映しました】</b> 本文205ページのひょうごの生物多 様性プロジェクト団体の活動紹介に、 ご意見を踏まえ、貴団体の活動内容を 追記しました。